(様式１)

研究委託申請書（例）

令和　年　月　日

独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所

所長　　 　　　　　　殿

（所在地）

（会社名）

（代表者名）　　　　　　　　　印

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所受託研究規程に基づき、貴所に研究を委託するため、下記の通り申し込みます。

記

１　研究課題名 ○○に関する研究

２　研究目的　 ○○事故が多発している◆◆の爆発危険性について、その危険度を判定するためのデータを取得して、○○事故防止のための基礎資料を作成する。

３　研究概要　　◆◆の爆発危険性について、△△手法を用いた爆発試験を実施して、そのデータを分析して危険性を定量的に評価する。

　　研究項目　 （１）△△手法の開発

 ◆◆の分析を行うための試験方法について検討し、最適な△△手法を開発する。

 （２）爆発実験の実施

 △△手法による◆◆の爆発実験を行い、基礎データを取得する。

 （３）実験データの分析

 実験で得られた基礎データを□□分析手法に基づいて解析して、爆発危険限界を調べる。

 （４）爆発危険性の総合的判定

 過去の事故事例と実験データの分析結果から総合的に判断して、◆◆の爆発危険性を評価すると共に、爆発防止対策についても検討を行う。

４　研究担当者 委託研究担当者　　△△△△

 予定研究受託者 ○○研究グループ　　▲▲研究員

５　主たる研究実施場所　　 労働安全衛生総合研究所◇◇実験棟内

６　研究実施期間

　　　　開始　　令和　年　月　日

　　　　終了　　令和　年　月　日

７　委託料及びその納付について

　　　　予定委託料　　　　　　　円（消費税を含む）明細は別紙

　　　　納付方法　　　 令和　年　月納付

８　研究員の派遣について　必要に応じて　　名

９　研究用資材及び設備・機器等の提供について

以上

 (様式２)

研究受託契約書

令和　　年　　月　　日付をもって申請のあった研究委託申請について、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、次の条項により受託契約を締結する。

 (総則)

第１条　甲は、乙の委託を受けて、次に規定する研究等（以下「受託研究」という。）を実施する。

一　受託研究の課題名：

二　受託研究の目的及び概要：

三　受託研究を実施する主たる場所：独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

四　受託研究の実施期間：令和　年　月　日～令和　年　月　日

(受託研究に要する経費の納付等)

〈全納の場合>

第２条　受託研究に要する経費(以下「受託料」という。)の額は○○○○○○円（消費税を含む。）とし、乙は本契約締結後、甲の発行する請求書により、すみやかに甲の指定する銀行口座に受託料全額を振り込まなければならない。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

〈分納または複数年度に渡る場合〉

第２条　受託研究に要する経費(以下「受託料」という。)の額は○○○○○○円（消費税を含む。）とし、乙は本契約締結後、以下のとおり分割納付するものとし、甲の発行する請求書により、所定の期日までに甲の指定する銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

　　第１回目納付　令和　年　月　日　　納付金額　　　　　円

　　第2回目納付　令和　年　月　日　　納付金額　　　　　円

２　甲は、納入された研究費を乙に返還しないものとする。

 　ただし、甲の都合による一方的な研究中止、その他の事由により研究を継続することが困難となった場合は研究費を返還するものとし、甲乙が協議のうえ返還金額を決めるものとする。

第３条　甲は、乙が定められた期日までに受託料を納付しないときは、契約を解除することができるものとする。

(設備備品等の提供)

第４条　乙は、受託研究を行うに当たって提供することとされている設備備品等をあらかじめ無償で甲に提供するものとする。

２　前項の設備備品等の搬入、取り付け、取りはずし及び撤去に要する費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、乙から提供された設備備品等については、当該受託研究の終了後遅滞なく乙に返還するものとする。

(人員の派遣)

第５条　乙は、この受託研究を委託するため、研究補助者又は委託研究生（以下研究補助者という。）を派遣する場合は、あらかじめ別紙様式により届け出るものとする。なお、乙は、研究補助者に係る雇用上の一切の義務を負担するものとする。

（機密の保持）

第６条　甲は、受託研究に関する委託者の機密に関する事項を乙以外の者に漏らしてはならない。ただし、その機密の保持が公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、甲は当該受託研究に関して知得した機密に関する事項を公表することができる。

　また、乙は、受託研究に関して知得した機密に関する事項を、甲の了解を得ずに、甲以外の者に漏らしてはならない。

(研究の中止等)

第７条　甲は、天災その他やむを得ない事由あるいは業務の遂行上の事由により受託研究の継続が困難となった場合は、この研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究結果等の報告)

第８条　甲は、受託研究を終了したときは、遅滞なく、その研究結果を乙に報告するものとする。

２　甲は、前条の規定により受託研究を中止し、又は研究期間を延長した場合には、その事由を付し、遅滞なく文書にて乙に通知するものとする。

(研究結果の公表)

第９条　甲又は乙は、受託研究を実施することにより得られた結果等を公表する場合には、あらかじめ相互の承認を受けるものとする。

２　前項において、甲が学術的意図に基づき学会、学会誌等に発表しないことが公共の利益を損なうと認められる場合、乙は、これを拒んではならない

(研究目的以外の使用)

第１０条　乙は、受託研究により得られた結果を第１条第２号に定める研究の目的以外に使用する場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(特許権等の取扱い)

第１１条　甲に所属する担当研究者が受託研究に随伴して発明したときは、特許を受ける権利及び当該権利に基づく特許権は、甲が継承し、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定により甲が承継した特許権等は、乙又は乙の指定する者がその実施を希望する場合には、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

３　前項の規定により実施を承認した期間内にあっては、甲は、乙又は乙の指定する者以外の者に対して特許権等の実施を許諾しないものとする。ただし、乙又は乙の指定する者以外の者が特許権等の実施を行えないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は、乙又は乙の指定する者以外の者に対して特許権等の実施を許諾することができる。

４　甲は、甲に帰属した特許権等の一部又は全部を乙に譲渡することができる。

５　第１項から前項までの規定は、次の権利について準用する。

一　実用新案権及び実用新案登録を受ける権利

二　意匠権及び意匠登録を受ける権利

三　半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和６０年法律第４３号)に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定を受ける権利

四　種苗法(昭和２２年法律第１１５号)第１２条の５第１項各号に掲げる行為をする権利及び同法第１１条に規定する品種登録を受ける権利

五　著作権法(昭和４５年法律第４８号)第２条によって規定された著作物であって、甲及び乙が特に指定するものに係る同法第２１条から第２８条までに規定する権利

六　第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するものを使用する権利

（特許権等の共有）

第１２条　甲は、当該受託研究の実施に対する乙の貢献の度合が特に大であると認められるときは、前条により甲に帰属した特許を受ける権利及び当該権利に基づく特許権等を乙と共有することができる。

２　前項に基づいて特許権を共有する場合においても、当該特許権等の実施に当たっては前条の規定を準用するものとする。

（優遇処置）

第１３条　甲は、当該受託研究において特許を取得したときは、直ちに乙に通知する。

２　甲は、乙の希望するところにより、一定期間乙若しくは乙の指定する者に限り、特許権の実施を許諾するか、又は適当な対価をもって、国内特許を他の者に優先して乙に譲渡することができる。

３　甲は、特許出願をしない外国に対しては、乙の希望により、乙の負担において出願手続きをなし、当該国において特許権が確定したときは、その権利を乙に譲渡する。

(災害時の取扱)

第１４条　本受託研究遂行に際し、発生した事故により甲若しくは乙に雇用されている労働者が被災した場合、その被災者に対する補償は、その原因が相手方の故意又は重大な過失による場合、又は甲若しくは乙が注意事項・危険性に関する事項の相手方への事前通知を怠った場合を除き、当該被災者を雇用する事業者が負担するものとする。

２　前項に規定する労働者以外の者が被災した場合の補償は、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の責任）

第１５条　甲は、第７条の規定による受託研究の中止又は研究期間の延長により生じる一切の損害につき、その責任を負わないものとする。

２　甲は、第４条の規定により乙から提供を受けた設備備品等が滅失し又はき損したことにより、乙が損害を受けた場合においても、甲の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わないものとする。

(債権の保全)

第１６条　乙は、履行期限までに債務を履行しないときは、遅延損害金を甲に納付しなければならない。

２　遅延損害金の額は、当該債務金額に対して、甲が定める履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和３１年政令第３３７号)第29条に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した金額とする。

(契約の解除)

第１７条　甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合には、この契約を解除することができる。

２．甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙の受ける損害については責を負わない。

(管轄裁判所)

第１８条　この契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、双方の誠意をもって解決を図るものとする。

２　この契約に関して甲乙間に裁判上の紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第１９条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

　上記契約書の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保存するものとする。

 令和　年　月　日

 甲　　　　　　東京都清瀬市梅園一丁目４−６

 　　　　　　　独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

 所長　　　　　　　　　　印

 乙

 　　　　印